

「個人情報の取扱いに関する同意事項」【新コムストックローン・野村證券】一部改正新旧対照表

日本証券金融株式会社

[実施日：2025 年 12 月 2 日]

(下線箇所は改正部分)

改正案	現 行
個人情報の取扱いに関する同意事項 【新コムストックローン・野村證券】 日本証券金融株式会社 日本証券金融株式会社（以下「日証金」といいます。）は、個人情報保護に関する関係法令、主務官庁の定めるガイドライン（指針）その他の規範および日証金のプライバシーポリシーを遵守し、新コムストックローン・野村證券（以下「コムストックローン」といいます。）を利用されるお客様の個人情報を下記のとおり取り扱います。 1 新コムストックローン・野村證券とは、コムストックローン約款に基づき、日証金が野村證券株式会社（以下「提携証券会社」といいます。）に証券取引口座を開設しているお客様に対し、有価証券を担保として、インターネットを利用して行う貸付をいいます。 2 日証金のプライバシーポリシーは、日証金ホームページ(https://www.jsf.co.jp/)にて公表しております。 記 1 ～ 5 （現行どおり） 6 個人情報の開示等の手続 日証金は、日証金の保有するお客様の個人情報について、利用目的の通知、開示、内容の訂正・追加または削除、利用の停止、消去、第三者への提供記録の開示および第三者へ	個人情報の取扱いに関する同意事項 【新コムストックローン・野村證券】 日本証券金融株式会社 日本証券金融株式会社（以下「日証金」といいます。）は、個人情報保護に関する関係法令、主務官庁の定めるガイドライン（指針）その他の規範および日証金のプライバシーポリシーを遵守し、新コムストックローン・野村證券（以下「コムストックローン」といいます。）を利用されるお客様の個人情報を下記のとおり取り扱います。 1 新コムストックローン・野村證券とは、コムストックローン約款に基づき、日証金が野村證券株式会社（以下「提携証券会社」といいます。）に証券取引口座を開設しているお客様に対し、有価証券を担保として、インターネットを利用して行う貸付をいいます。 2 日証金のプライバシーポリシーは、日証金ホームページ(https://www.jsf.co.jp/)にて公表しております。 記 1 ～ 5 （省 略） 6 個人情報の開示等の手続 日証金は、日証金の保有するお客様の個人情報について、利用目的の通知、開示、内容の訂正・追加または削除、利用の停止、消去、第三者への提供記録の開示および第三者へ

改正案	現 行
の提供の停止（以下「開示等」といいます。）の求めを、次のとおり受け付けます。 (1) ～ (2) （現行どおり） (3) 開示等の求めに際してご提出いただく書面（様式）等 次の請求書(A)を日証金ホームページ(https://www.jsf.co.jp/)からダウンロードし、または「お問い合わせ窓口」にご請求いただき、所定の事項を全てご記入のうえ、本人確認のための書類(B)を添付し、郵送により、または来店のうえご提出ください。ただし、代理人による開示等の求めの場合は、別途代理権を証する書類が必要となりますので、「お問い合わせ窓口」までご照会ください。 A 日証金所定の請求書 ・個人情報等に関する利用目的通知請求書 ・個人情報等開示請求書 ・個人情報等訂正・追加・削除請求書 ・個人情報等利用停止・消去請求書 ・個人情報等第三者提供記録の開示請求書 B 本人確認のための書類（次のいずれか） ・個人番号カードの写し（裏面（個人番号の記載がある面）は不要） ・運転免許証の写し（住所変更をされている場合は裏面の写しも必要） ・<u>資格確認書</u>の写し（住所および生年月日の記載があるもの） ・印鑑証明書 ・住民票の写し (4)～ (6) （現行どおり） 7 （現行どおり） 以 上 2025年12月	の提供の停止（以下「開示等」といいます。）の求めを、次のとおり受け付けます。 (1) ～ (2) （省 略） (3) 開示等の求めに際してご提出いただく書面（様式）等 次の請求書(A)を日証金ホームページ(https://www.jsf.co.jp/)からダウンロードし、または「お問い合わせ窓口」にご請求いただき、所定の事項を全てご記入のうえ、本人確認のための書類(B)を添付し、郵送により、または来店のうえご提出ください。ただし、代理人による開示等の求めの場合は、別途代理権を証する書類が必要となりますので、「お問い合わせ窓口」までご照会ください。 A 日証金所定の請求書 ・個人情報等に関する利用目的通知請求書 ・個人情報等開示請求書 ・個人情報等訂正・追加・削除請求書 ・個人情報等利用停止・消去請求書 ・個人情報等第三者提供記録の開示請求書 B 本人確認のための書類（次のいずれか） ・個人番号カードの写し（裏面（個人番号の記載がある面）は不要） ・運転免許証の写し（住所変更をされている場合は裏面の写しも必要） ・<u>健康保険証</u>の写し（住所および生年月日の記載があるもの） ・印鑑証明書 ・住民票の写し (4) ～ (6) （省 略） 7 （省 略） 以 上 2022年4月